

## 【軽微な農地改良の届出提出書類】

受付期間：随時(土・日・祝日を除く開庁時間内)

### ●軽微な農地改良の届出提出条件（条件を満たさない場合は農地造成許可が必要）

- ①使用可能な土砂は、自然に存在する地山を掘削したことによって得られた山砂、山土砂、搬出元が明らかな畝土等のみ。建設残土や再生土は地質分析を行っても使用不可。
- ②完了後の平均盛土厚さが1.0m未満となるもの。
- ③残土条例及び盛土規制法等の他法令（条例を含む。）の許認可等を要さないもの。
- ④工事着手から耕作可能な状態の農地への復元が完了するまでの期間が3か月以内のもの。

### ●証明書類は届出前3か月以内のものに限る。

### ●書類は1部（原本）提出すること。

### ●工事完了後に「農地の埋立て等工事完了届出書」を提出すること。

番号	提出書類	備 考
1	軽微な農地改良の届出書	<ul style="list-style-type: none"><li>①届出者の住所・氏名・土地の表示は原則として<u>登記簿</u>に記載されているとおりの字体を使用。</li><li>②届出者の住所が登記簿と異なる場合は、現在の所在地の住所を記入し、<u>住民票</u>、<u>戸籍の附票</u>、<u>法人登記事項証明書</u>等で住所のつながりが分かるものを添付。</li><li>③一筆の一部を転用する場合、面積は地積測量図の面積を小数点第2位まで記入。（例）123 m<sup>2</sup>の内45.67 m<sup>2</sup></li></ul>
2	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) 又は 登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産登記情報	<ul style="list-style-type: none"><li>①照会番号付き不動産登記情報は下記の条件を満たしたもの。<ul style="list-style-type: none"><li>・照会番号（10桁）が記載されていること。</li><li>・発行年月日が記載されていること。</li><li>・発行日から100日以内であること。</li><li>・行政機関等で照会番号を利用していないこと。</li><li>・提出日時点で照会可能のこと。</li></ul></li></ul>
3	周辺土地利用状況図	<ul style="list-style-type: none"><li>①住宅地図の写し等。</li><li>②申請地がわかるよう赤線で囲む。</li></ul>
4	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"><li>①申請地がわかるよう赤線で囲む。</li></ul>
5	現況写真	<ul style="list-style-type: none"><li>①届出地を含めた周辺の写真を3方向以上撮影。</li><li>②届出地を赤線で囲む。</li><li>③撮影方向を記入した図（公図の写しや周辺土地利用状況図に矢印で撮影方向と写真番号を記載したもの）を添付。</li></ul>
6	地積測量図	<ul style="list-style-type: none"><li>①一筆の一部を転用する場合に2部添付。</li></ul>
7	請負契約書（写）	<ul style="list-style-type: none"><li>①本人以外に工事施工者を用いる場合添付。</li></ul>
8	搬入土砂等の取得先との契約書（写）	<ul style="list-style-type: none"><li>①搬入土砂等がどこの地番から取得したかわかるものを添付。</li></ul>
9	工事の詳細図（平面図・断面図）	<ul style="list-style-type: none"><li>①地形・構造等が複雑な場合に添付。</li></ul>
10	委任状	<ul style="list-style-type: none"><li>①代理人に申請手続きを委任している場合に添付（要押印）。</li></ul>

・提出書類は原本を提出すること。（届出時に原本が確認できればコピーを添付でも可）

・記入はすべて消えないボールペンで記入すること。

・相続登記が終わっていない場合（原則として相続登記後に申請）の追加添付書類

- ① 遺産分割協議書又は相続人全員からの同意書
- ② 相続関係説明図※
- ③ 被相続人の除（戸）籍謄本（被相続人の出生から死亡までの連続したもの）※
- ④ 全ての法定相続人の戸籍謄本（被相続人の死亡日以降に発行されたもので、法定相続人であることが確認できるもの）※

※法務局発行の法定相続情報一覧図がある場合、②③④は不要